

次世代育成支援対策推進法および 女性活躍推進法に基づく 「一般事業主行動計画」の策定について

しれとこ斜里農業協同組合

代表理事組合長 平田 隆雄

(令和2年4月1日制定)

(令和7年4月1日改正)

次世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を充実させることを目的として、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって行う取組（次世代育成支援対策）を進めるため、それぞれの果たすべき役割などを定めた「次世代育成支援対策推進法」と「女性活躍推進法」が施行されました。

当組合においても、同法の施行に伴い「一般事業主行動計画」を策定致しましたので、公表致します。

「一般事業主行動計画」

職員が仕事と子育ての両立をすることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行い、次世代育成支援を通じて地域に貢献できるＪＡとして歩んで参ります。

1. 期間 令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標１： 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知。

対策１： 職員会議および文章閲覧等を利用して周知・啓蒙活動を行う。
また、該当する職員に対し、個別相談を実施する。

目標２： 所定外労働の５％削減のための措置の実施。

対策２： 各職場単位または個人単位で週1回、定時退所日を設け、定時退所を励行する。また、業務分担を明確にすることで、業務量の差を解消する。

目標３： インターンシップを通じて若者に対する就業体験機会の提供を行う。

対策３： 地元の中学校や高等学校や大学等と連携し、受入の推進を行う。

目標４： 採用した労働者に占める女性労働者の割合（３０％以上）

対策４： ＪＡ全体に占める労働者のうち、女性労働者が増加するよう、採用段階から積極的に女性の採用を実践する。